

○模範優良自動車運転者及び交通安全功労者・交通安全優良団体表彰制度の運用について（例規通達）

平成24年8月31日群本例規第20号（交企）警察本部長

改正

平成26年3月群本例規第17号（交企）

群馬県警察本部長（以下「本部長」という。）と群馬県交通安全協会理事長（以下「理事長」という。）又は警察署長（以下「署長」という。）と地区交通安全協会長（以下「地区会長」という。）の連名による模範優良自動車運転者、交通安全功労者及び交通安全優良団体の表彰については、次のとおり実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、模範優良自動車運転者及び交通安全功労者・交通安全優良団体表彰制度の運用について（昭和56年群本例規第15号）は、廃止する。

記

1 趣旨

模範優良自動車運転者表彰（以下「運転者表彰」という。）は、長期間、無事故・無違反で経過した運転者を幅広く優良自動車運転者として段階的に賞揚し、これを模範として他の一般運転者に交通モラルの高揚を図ることを目的とし、功労者等表彰（交通安全功労者表彰（以下「功労者表彰」という。）及び交通安全優良団体表彰（以下「優良団体表彰」という。）をいう。以下同じ。）については、自主的かつ積極的に学童、高齢者等の交通指導に当たるなどして交通事故（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第67条第2項に規定する車両等の交通による人の死傷又は物の損壊する事故をいう。以下同じ。）の防止又は交通安全活動に貢献した功労者及び団体を表彰し、交通安全活動推進意欲の高揚を図ることを目的とする。

2 表彰の対象

- (1) 運転者表彰の対象は、群馬県内に住所を有する者で、かつ、別表に定める一定期間以上にわたり自動車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）の運転に従事するとともに、交通法令を遵守し、常に安全運転に心掛けていると認められる者とする。
- (2) 功労者等表彰の対象は、県内の交通関係団体又はその構成員で、特に交通安全活動等に長期にわたり著しい功労のあった個人又は団体とする。

3 選考基準

- (1) 選考に当たっては、別表に掲げる表彰種別において、それぞれに掲げる選考基準を全て充足することを要するものとする。
- (2) 無事故・無違反の認定は、自動車安全運転センター発行の「無事故・無違反証明書」で行い、運転記録証明書又はSDカードによる認定は行わないものとする。

4 選考方法

- (1) 運転者表彰の申請は、表彰を受けようとする者自身が上申する自薦方式及び署長と地区会長とが行う推薦方式の2方式があるので誤りのないようにすること。
- (2) 運転者表彰及び功労者表彰（以下「運転者表彰等」という。）の対象者並びに優良団体表彰の対象団体の選考に当たっては、署長は、地区会長と緊密な連携の下に、資格要件や基準の審査及び確認を十分に行うこと。
- (3) 運転者表彰等の対象者が表彰を受けるまでの間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、表彰の対象から除くものとする。
 - ア 交通事故を起こし、又は交通法令違反（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第2に掲げる違反行為をいう。以下同じ。）を犯した場合
 - イ 交通法令以外の法令に違反するなどこの表彰を受けることによって社会的非難等を受けるおそれがあると認められる場合
- (4) 被表彰者は、表彰権者の協議により決定する。

5 表彰の実施

- (1) 運転者表彰は年2回春・秋の全国交通安全運動時期を捉えて行うこととし、功労者等表彰は年1回秋の全国交通安全運動時期等を捉えて効果的に行うこととする。

(2) 運転者表彰及び功労者等表彰は本部長と理事長又は署長と地区会長の連名で表彰状を授与して行うこととする。この場合において、運転者表彰にあっては、副賞を付与することができる。

(3) 表彰状は、原則として再交付しないこととする。

6 各種簿冊の整備保管

交通部交通企画課長及び署長は、模範優良自動車運転者表彰台帳（別記様式第1号）及び交通安全功労者・交通安全優良団体表彰台帳（別記様式第2号）を備え付け、表彰を受けた個人及び団体の住所・氏名又は所在地・団体名及び表彰年月日を記録し、長期保存すること。

7 表彰の取消し

運転者表彰等を受けた者が次のいずれかに該当することとなった場合は、県表彰にあっては本部長が理事長と協議し、地区表彰にあっては署長が地区会長と協議して、その表彰を取り消すとともに、表彰台帳から削除し、表彰状及び副賞を返納させるものとする。

(1) 法第103条第1項又は第2項の規定により運転免許を取り消された場合

(2) その他表彰に関して、不正な事実が判明した場合

8 広報

この制度の円滑かつ適正な運営に資するため、関係機関・団体と連携を図るとともに、更新時講習その他各種講習会等のほか、各種の広報媒体を十分に活用して積極的に広報するものとする。

別表（2・3関係）

1 運転者表彰

表彰種別	表彰権者	選考基準	摘要
模範自動車運転者表彰 （旭日金冠章） 〔県表彰〕 ～40年以上～	本部長 理事長	1 運転免許を有し、40年以上にわたり自動車の運転に従事し、その間、交通事故を起こしたことなく、かつ、交通法令違反のない者 2 優秀自動車運転者表彰（金冠金章）を受けている者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者 4 前記1から3までの要件を満たしている者であっても、交通法令以外の法令に違反するなどこの表彰を受けることによって社会的非難等を受けるおそれがあると認められる者は除く。	個人
優秀自動車運転者表彰 （金冠金章） 〔県表彰〕 ～30年以上～	本部長 理事長	1 運転免許を有し、30年以上にわたり自動車の運転に従事し、その間、交通事故を起こしたことなく、かつ、交通法令違反のない者 2 優秀自動車運転者表彰（金冠銀章）を受けている者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者 4 前記1から3までの要件を満たしている者であっても、交通法令以外の法令に違反するなどこの表彰を受けることによって社会的非難等を受けるおそれがあると認められる者は除く。	個人
優秀自動車運転者表彰 （金冠銀章） 〔県表彰〕 ～20年以上～	本部長 理事長	1 運転免許を有し、20年以上にわたり自動車の運転に従事し、その間、交通事故を起こしたことなく、かつ、交通法令違反のない者 2 優良自動車運転者表彰（金章）を受けている者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者 4 前記1から3までの要件を満たしている者であっても、交通法令以外の法令に違反するなどこの表彰を受けることによって社会的非難等を受けるおそれがあると認められる者は除く。	個人
優良自動車運転者表彰 （金章）	本部長 理事長	1 運転免許を有し、15年以上にわたり自動車の運転に従事し、その間、交通事故を起こしたことなく、かつ、交通法令違反のない者	個人

〔県表彰〕 ～15年以上～		2 優良自動車運転者表彰（銀章）を受けている者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者 4 前記1から3までの要件を満たしている者であっても、交通法令以外の法令に違反するなどこの表彰を受けることによって社会的非難等を受けるおそれがあると認められる者は除く。	
優良自動車運転者表彰 （銀章） 〔県表彰〕 ～10年以上～	本部長 理事長	1 運転免許を有し、10年以上にわたり自動車の運転に従事し、その間、交通事故を起こしたことなく、かつ、交通法令違反のない者 2 優良自動車運転者表彰（銅章）を受けている者 3 過去にこの表彰を受けたことのない者 4 前記1から3までの要件を満たしている者であっても、交通法令以外の法令に違反するなどこの表彰を受けることによって社会的非難等を受けるおそれがあると認められる者は除く。	個人
優良自動車運転者表彰 （銅章） 〔地区表彰〕 ～5年以上～	署長 地区会長	1 運転免許を有し、5年以上にわたり自動車の運転に従事し、その間、交通事故を起こしたことなく、かつ、交通法令違反のない者 2 過去にこの表彰を受けたことのない者 3 前記1及び2の要件を満たしている者であっても、交通法令以外の法令に違反するなどこの表彰を受けることによって社会的非難等を受けるおそれがあると認められる者を除く。	個人

2 功労者等表彰

表彰種別	表彰権者	選考基準	摘要
県表彰	本部長 理事長	1 過去に地区表彰を受けているもの 2 県内の交通関係団体及びその構成員で、特に交通安全活動に長期にわたり著しい功労のあったもの 3 自主的かつ積極的に学童、高齢者等の交通指導に当たるなどして、交通事故の防止に長期にわたり著しく貢献したもの 4 その他交通事故の防止に長期にわたり著しい功労のあったもの 5 過去にこの表彰を受けている場合は、その日から10年を経過しているもの	個人及び 団体
地区表彰	署長 地区会長	1 当該警察署管内の交通関係団体及びその構成員で、特に交通安全活動に功労のあったもの 2 自主的かつ積極的に学童、高齢者等の交通指導に当たるなどして、交通事故の防止に貢献したもの 3 その他交通事故の防止に功労のあったもの 4 過去にこの表彰を受けている場合は、その日から5年を経過しているもの	個人及び 団体

別記様式省略